

香美町山陰海岸ジオパーク活用事業相互交流キャンペーン補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陰海岸ジオパークの認知向上及び域内観光の振興を図るため、山陰海岸ジオパークを構成する京丹後市内に所在する宿泊施設に宿泊する者に対し、予算の範囲内で香美町山陰海岸ジオパーク活用事業相互交流キャンペーン補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請時において、香美町に住所を有する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が次の各号のいずれにも該当する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊し、京丹後市内のジオスポットを観光する事業とする。

- (1) 京丹後市内に所在する宿泊施設
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の営業許可を受けた宿泊施設
- (3) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じている宿泊施設

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宿泊施設の基本的な宿泊料金とし、宿泊プランに含まれる客室料金及び食事料金とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和4年9月1日宿泊分から令和4年11月30日宿泊分までとする。ただし、予算額を超えた場合は、その時点で終了する。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。ただし、補助対象者1人につき1回を限度とし、1人当たり3,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者の代表者(以下「申請者」という。)は、宿泊施設に宿泊を予定する1週間前までに、香美町山陰海岸ジオパーク活用事業相互交流キャンペーン補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、身分証明書等の補助対象者であることを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請内容の審査を行い、適当と認めるときは、香美町山陰海岸ジオパーク活用事業相互交流キャンペーン補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象事業を中止しようとする場合には、速やかに補助事業中止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了後1月以内に香美町山陰海岸ジオパーク活用事業相互交流キャンペーン補助金実績報告書(様式第4号)に領収書、領収明細書など町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者は、前条に規定する書類等を提出し、町長の審査を受けた後、香美町山陰海岸ジオパーク活用事業相互交流キャンペーン補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を取りやめたとき。
- (3) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。